

提供条件

- 電気供給サービス提供者
 - 電気供給サービス提供者: 和歌山電力株式会社
- 電気供給サービス対象者
 - 原則として、以下すべての条件を満たすお客さまが対象となります。
 - 契約電力50kW未満の低圧契約であること
 - 関西電力管内ですでに電力供給を受けている、あるいは受ける予定があること
 - 当社の電気需給約款に承諾いただけること
 - 電灯契約: 月間200kWh以上のご使用が見込まれること。
 - 動力契約: 「契約電力(kW) × 100 > 月間ご使用量(kWh)」となることが見込まれること
- 電気料金
 - 電気契約者が契約に基づき支払う電気料金は、最低料金(お家電灯A)、基本料金(お店電灯B、低圧電力)、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

【電気料金】

・お家電灯A(電灯契約)

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
最低料金(最初の15kWhまで)		1契約	344.94
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	1kWh	第1段階
	120kWh超過200kWhまで		第2段階
	200kWh超過300kWhまで		第3段階
	300kWh超過分		第4段階
			20.86
			27.41
			21.28
			24.34

・お店電灯B(電灯契約)

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	356.40
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	第1段階
	120kWh超過300kWhまで		第2段階
	300kWh超過分		第3段階
			16.12
			19.07
			23.42

・低圧電力(動力契約)

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	970.20
電力量料金	夏季	1kWh	
	その他季		
			15.72
			14.24
力率割引 /割増	力率>85%の場合	基本料金5%割引	
	力率<85%の場合		基本料金5%割増

※請求額には上記の他に関西電力にて毎月単価が決定される燃料費調整額および経済産業省資源エネルギー庁にて毎年単価が決定される再生可能エネルギー発電促進賦課金が含まれます。
※お店電灯Bあるいは低圧電力をご契約で月間の電気使用量が0kWhの場合、基本料金が50%割引となります。また、その場合の力率は85%として計算いたします。

【オプション割引プラン】

長期割引プラン(2年契約)	1%割引
---------------	------

※最低料金または基本料金と電力量料金の合計から1%割り引きます。

【事務手数料】

(円, 税抜)

電気料金とご使用量のお知らせ(ウェブ)	無料
電気料金とご使用量のお知らせ(郵送)	200

※毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のお客さまマイページにてご確認ください。
※郵送での発行・送付手数料は、毎月の電気料金に合算して請求いたします。

(4) 契約期間

・契約期間は原則として1年(供給開始日から起算)といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。

(5) 最低利用期間及び解約手数料

・最低利用期間は通常供給開始日から1年とし、最低利用期間内での変更または解約に対し、解約手数料が発生します。
・長期割引プランご契約の場合は最低利用期間を2年間とし、最低利用期間内での変更または解約に対し、長期割引プラン解約手数料が発生します。

(円, 税抜)

解約手数料	2,000
長期割引プラン解約手数料	3,000

※上記解約手数料は、残余期間に関わらず一律の料金といたします。

個人情報の利用目的について

- お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシー(<http://www.w-epco.co.jp/privacy>)に従い取り扱わせていただきます。
- 契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で送配電事業者、広域的運用推進機関、他小売電気事業者、販売代理店との間で共同利用いたします。

上記の事項は電気事業法に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面及び当社ホームページへの電気需給約款の掲載にて提供いたします。ご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただきますようお願いいたします。

お申込み方法

- 当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承諾のうえ、当社インターネットまたは所定のお申込み用紙に必要事項をご記入しお申込みください。郵送の際は、和歌山電力営業所(〒640-8044 和歌山市板屋町22 和歌山中央通りビル 和歌山電力営業所 申込受付係)宛にご郵送ください。
- お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。旧小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

供給開始時期

・お客さまから当社へのお申込みと並行し、送配電事業者によるスマートメーター設置などの必要手続きが行われます。それら手続きの完了後、供給開始日が確定し、その供給開始日をもって当社の電気の供給が開始いたします。送配電事業者の工事進捗状況により、お申込みの際にいただいた供給開始日のご希望には添えない場合がございますので予めご了承ください。

電気料金の算定

(1) 電気料金の算定期間

- 原則として前月検針日から当月検針日前日までの期間といたします。
- 契約開始月の算定期間は、供給開始日から直後の検針日の前日までといたします。
- 契約廃止月の算定期間は、直前の検針日から供給廃止日といたします。
- 送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となる場合がございますので予めご了承ください。

(2) 使用電力量の算定

- 使用電力量の計量は、一般電気事業者により設置された計量器により行います。
- 計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量ができなかった期間については、過去使用電力量平均値をもとに算定いたします。

お支払い

(1) 支払方法

お支払いは、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。ただし、お客さまの口座の残高不足などによりお支払いが不可能であった場合には当社が別の支払い方法を指定する場合があります。

(2) お支払い期日

支払義務発生日(原則として算定期間末日の翌営業日)から起算して30日目といたします。当該支払期日が休日の場合にはその直後の営業日を支払期日といたします。

(3) 請求額のインターネットでの確認

毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。

(4) 請求書・口座振替のお知らせ発行手数料

請求書・口座振替のお知らせの郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料200円(税抜)」が別途必要となります。

(5) 翌月請求分への合算

送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただく場合がございますので予めご了承ください。

(6) 延滞利息の請求

契約者が料金その他債務について、支払期日を経過してもなおお支払いしない場合には、支払期日の翌日から支払日までの日数について、年14.5%の割合を乗じて算定した金額を延滞利息として請求いたします。また延滞通知手数料(200円(税抜))を合算して請求させていただく場合がございます。

(8) 解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。

・お客さまが料金の支払期日を過ぎてもなおお支払いされない場合

・この条件書によって支払を要することとなった料金以外の債務(延滞利息、延滞通知手数料等)その他電気需給約款から生ずる金銭債務を支払わない場合
電気需給契約を解除した日が、最低利用期間に満たない場合は解約手数料または長期割引プラン解約手数料が発生します。

解約・変更手続き

(1) 解約または変更の受付

お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話、メールからお知らせください。

(2) 変更内容のお知らせ

変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

その他

・供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。

・旧小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客様の不利益が発生する可能性があります。

・送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客様の電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

※上記記載価格は、消費税10%に基づく金額です。消費税の変更に伴い上記金額が変更となる場合がございます。
※記載内容は2019年9月1日時点のものであり、当社ホームページへの掲示をもって変更のお知らせとさせていただきます。